

「投票に行きたい」



記者会見で「祝法改正」と書かれた横断幕を掲げる原告団のメンバーら（27日夕、東京都千代田区）＝菊政哲也撮影

成年後見 選挙権回復

スピード決着 原告ら笑顔

成年後見制度を利用したことで選挙権を奪われた約13万6400人が、夏の参院選から投票できるようになった。東京地裁の判決で「違憲」とされた選挙権の剝奪規定を削除した改正公職選挙法が、27日に成立。3月の判決から2か月余での「スピード決着」に、選挙権を求めて国を相手に訴えを起こした各地の原告と

家族らは笑顔を見せた。

〈本文記事1面〉

原告らは午後4時10分過ぎ、家族や弁護士とともに参院本会議を傍聴して改正法の成立を見届けた後、東京・霞が関で記者会見に臨んだ。さいたま地裁に提訴した浅見寛子さん(57)は「うれしいです」と述べ、姉で後見人を務める豊子さん(65)も「願いがかなった」とホッとした表情をみせた。23日に札幌地裁で尋問を終えたばかりの神聡さん(53)は「(選挙権が)戻るとは思っていなかった」と喜び、「選挙に行きたい」と語った。京都地裁に提訴した男性(59)の代理人弁護士は「参院選では障害者の人権を考えてくれる人に投票したい」との男性のコメントを読み上げた。ただ、東京訴訟では国側は控訴を取り下げないと表明している。原告の名児耶

「成年後見」選挙権が成立

改正公選法 参院選から適用

成年後見人が付いた人に選挙権を認める改正公職選

挙法は27日、参院本会議で全会一致で可決、成立した。夏の参院選から成年後見人が付いた全国の約13万6400人に投票の道が開かれることになった。

改正法は、成年後見人が付いた人は選挙権を失うとした公選法11条の規定を削除し、成年被後見人に一律に選挙権を認めた。一方、不正投票防止のため、文字が書けない人に代わって候補者名を記入できる補助者を、投票所にいる市区町村

念願かなった

参院本会議で成年後見人が付いた人に選挙権を認める改正公職選挙法が成立し、両親(右)に見守られて傍聴席から議場に手を振る名児耶(なごや)匠さん。選挙権を認めない公選法の規定は憲法違反とした名児耶さんの訴えに対し、「違憲・無効」とした3月の東京地裁判決から2か月余のスピード改正となった(27日午後、国会で)＝吉岡毅撮影

職員らに限定することを義務づけた。また、病院などで行われる不在者投票の際には、市区町村選管が選定した立会人を付けることなど、公正確保のための努力規定も盛り込んだ。憲法改正のための国民投票についても同様に投票権を認めるため、国民投票法の規定を見直すことも明記された。

成年被後見人の選挙権を巡っては、東京地裁が3月、公選法11条の規定を「違憲・無効」とする判決を出し、各党が規定の見直しを進めていた。△「投票に行きたい」切面、関連記事2面▽

匠さん(50)の父、清吉さん(81)は、「これまで何年も国に時間を奪われてきた。つまらない見えて訴訟を続けるのは許されない」と憤った。